

マイナンバーカードを用いてマイナポータルに登録！ 年末調整・確定申告手続きが便利に！

納税者や年末調整事務を行う事業者の事務負担の軽減のため、マイナポータルを活用することで、保険料控除証明書等を電子データとして一括入手し、各種申告書に自動入力できるようになります。

【マイナポータルとは】

マイナンバーカードを用いて利用登録することで、行政手続きがワンストップで可能となることや、オンラインで様々な電子データを取得できる政府が運営するオンラインサービスです。

【マイナポータル連携で便利になること】

- ・今まで控除証明書等（保険料の証明書等）をハガキで取得していましたが、マイナポータル連携や保険会社の自身のマイページからデータで一括取得できます。
- ・今まで手作業で記入していた控除申告書（保険料控除申告書等）、確定申告書がデータで自動入力できます。
- ・事業所においては、従業員から提出された手書きの控除証明書をチェックして保管が必要でしたが、検算等の作業が簡素化することに加え、書類の保管が不要（データ保存）となります。

【年末調整】令和2年10月から実施

【所得税確定申告手続】令和3年1月から実施予定

マイナポータル 年末調整 確定申告

検索 

対象品目や包装資材等を最大半額で購入可能！ 「農林水産物の販路の多角化推進事業」

新型コロナウイルスの影響を受けている農水産物について、生産者、民間企業などが行う販売促進の取組を農林水産省が支援していますので、ご活用ください。

【対象品目】

- ①牛肉等（和牛、地鶏（地鶏は学校給食のみ）、②水産物、③野菜・果実（メロン、マンゴー、いちご、さくらんぼ）、④茶、⑤菓子、⑥林産物（森林からの生産物）、⑦花き、⑧つまもの類類（わさび、大葉、たけのこ）、⑨そば、⑩ジビエ（イノシシ肉、シカ肉）

【補助事業】（民間団体等の販路活用の取組を補助）

・農林水産物の販路の多角化推進事業：デリバリー、店頭販売（テイクアウト）等、飲食店の販路多角化で使用する食材費等を支援（食材費、容器包装費の1/2）

- ・インターネット販売推進事業：農林水産物の送料を支援
- ・食育等推進事業：子ども食堂等で使用する食材費等を支援
- ・地域の創意による販売促進事業：販促キャンペーンで使用する食材費等を支援（食材費、イベント経費の1/2）

#元氣いただきますプロジェクト

検索 

新型コロナウイルスで国税の納付が難しい方へ 納付の猶予(特例措置)をご利用ください！

国税の猶予制度には、一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となるときや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、最大1年間、納税が猶予される制度が既にあります。この度新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている方に向けて、さらなる納税の猶予（特例猶予）が創設されました。

【特例猶予の要件と効果】

令和2年2月1日から令和3年1月31日に納期限が到来する国税については、以下の①②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等にかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納税することが困難であること。

【納税の猶予（特例猶予）】

- ・延滞税なし
- ・1年間猶予
- ・無担保

【お問い合わせ】

大阪国税局（TEL：0120-527-363）

8：30～17：00（土日祝日を除く。）

高齢者雇用安定法が改正！ 高齢者が活躍できる環境整備を！

少子高齢化が急速に進行し、近い将来、労働力人口が大幅に減少することが懸念されている中で、高齢者雇用安定法の一部が改正され、これまでの65歳までの雇用確保義務に加え70歳までの就業機会確保努力義務が新設され、令和3年4月1日から施行されます。

【高齢者就業確保措置（努力義務）】

- ①70歳までの定年引き上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度の導入
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

【問い合わせ】ハローワーク西脇（TEL：22-3181）

法人事業税超過課税・県民緑税 課税期間が延長となる予定です！

法人事業税超過課税の延長

【延長理由】

将来を見据えた革新的な施策を重点的に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応や、収束後の新たな産業・雇用構造を創造するための施策を展開するため。

対象	資本金額 1 億円超または、所得金額 7 千万円超の法人
超過税額	標準税率の 1.05 倍（現行どおり）
課税期間	5 年
適用事業年度	令和 3 年 3 月 12 日～令和 8 年 3 月 11 日

県民緑税の延長

【延長理由】

災害に強い森づくりと、都市の環境改善や防災性の向上を目的としたまちなみ緑化を今後も計画的に進めていく必要があるため。

納税義務者	個人	1 月 1 日現在で県内に住所等を有する人
	法人	県内に事務所、事務所等を有する法人等
超過税率 （年額）	個人	800 円
	法人	均等割額の 10%相当額 （2,000 円～80,000 円）
課税期間	5 年	
適用事業年度	令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	

【問い合わせ】

北播磨県民局 加東県税事務所（42-9330）

セキュリティ対策は万全に！！ サイバーセキュリティセミナーの開催のご案内

IT システムがビジネスを効率化し社会基盤を変える中、サイバー攻撃の標的となり被害に遭うケースが県内で確認されています。本セミナーでは、サイバー犯罪の現状や手口のほか、企業がとるべき対策について事例を交え詳しく解説頂きます。

【日 時】12 月 10 日(木) 14:00～

【場 所】西協商工会議所（多可町商工会連携開催）

【問い合わせ】西協商工会議所（TEL：22-3901）

2023 年から始まるインボイス制度を学ぶ！ インボイス制度説明会の開催のご案内

消費税軽減税率制度の導入により、ほぼ全ての事業者にとって経理処理等の事務負担が増加します。買い手・発注側にとっても売り手・受注側にとっても取引上の大きな変革を迫られる可能性があり、その対応について考えていく必要があります。本セミナーでは制度の本質を分かりやすく解説頂きます。

【日 時】12 月 2 日(水) 14:00～

【場 所】中コミュニティプラザ 2F

（担当：金高・本庄）

働き方改革相談窓口で社労士に無料相談できます！

今月の「働き方改革の相談窓口」は 14 時から 17 時まで（1 事業所 1 時間程度）予約可能ですので、相談をご希望の事業所は商工会にご連絡ください。

【日 程】11 月 26 日(木)

【場 所】中コミュニティプラザ 1 階

【お申込】商工会（TEL：32-2161）（担当：宮内・松本）

たかテレビ放送予定（11 月）

今月のたか TV で放送される事業所は以下のとおりですので、ぜひ放送をご覧ください。

【町を創る礎達】…株式会社びすや百貨店

【あの店ってどんなところ？】…NPO 法人北播磨パワング

【放送日時】…11 月 19 日(木) 17:00～

商工会は町内での買い物を推奨しています。

各種お問合せ

〒679-1134 多可郡多可町中区茂利 20

TEL：0795-32-2161 FAX：0795-32-1699

E-mail：shokokai@taka-cho.jp

【事務局長】後藤

【経営支援課】本庄・宮内・横畑・松本・杉本

【業務推進課】松田・金高・西尾・石塚・吉田

令和 3 年 3 月から障害者の法定雇用率引上げ！ （従業員 43.5 人以上の事業主が対象）

法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務（障害者雇用率制度）があり、この法定雇用率が、令和 3 年 3 月 1 日から以下のように変わります。

【障害者の法定雇用率】

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和 3 年 3 月以降
民間企業	2.2 %	2.3 %

【対象となる事業主の範囲】

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業者の範囲が、従業員 43.5 人以上から 43.5 人以上の事業者になります。

【問い合わせ】ハローワーク西脇（TEL：22-3181）